

見附市告示第 7 9 号

見附市配食サービス事業運営実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市配食サービス事業運営実施要綱の一部を改正する要綱

見附市配食サービス事業運営実施要綱（平成 1 2 年見附市告示第 1 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「実費」の次に「に、弁当 1 食あたりの料金から同実費及び市負担額を控除した額を加えた額」を加え、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の市負担額は、1 8 0 円とする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。